

水際対策強化に係る新たな措置（２８） １．に基づく
 国・地域の区分について

令和４年５月２６日
 厚生労働省
 健康局
 結核感染症課
 健康課
 医薬・生活衛生局
 検疫所業務課
 外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」（令和４年５月２０日） １．に基づき、外務省及び厚生労働省において見直しの都度、公表するとされている国・地域の区分は以下のとおりです。

１．「青」区分の国・地域

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)
アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インドネシア、ウガンダ、英国、エクアドル、エストニア、エチオピア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ガーナ、カタール、カナダ、カメルーン、韓国、カンボジア、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クロアチア、ケニア、コートジボワール、コスタリカ、コロンビア、ザンビア、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、タンザニア、チェコ、中国、チリ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、パナマ、パ	令和４年５月２６日	令和４年６月１日午前０時

プアニューギニア、パラオ、パラグアイ、ハンガリー、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、米国、ベナン、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、香港、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、南アフリカ、南スーダン、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モナコ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ラオス、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ルワンダ、ロシア		
---	--	--

2. 「黄」区分の国・地域

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)
アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イエメン、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、ウルグアイ、エジプト、エスワティニ、エリトリア、オマーン、カーボベルデ、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、ガンビア、北朝鮮、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、キューバ、キリバス、クウェート、クック諸島、グレナダ、コソボ、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サモア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジョージア、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリナム、スリランカ、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ソマリア、ソロモン諸島、タジキスタン、チャド、中央アフリカ共和国、チュニジア、	令和4年5月26日	令和4年6月1日午前0時

<p>ツバル、トーゴ、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、ニカラグア、ニジェール、西サハラ、ネパール、ハイチ、パチカン市国、バヌアツ、バハマ、バルバドス、パレスチナ、ブータン、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ベトナム、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボツワナ、ポルトガル、ホンジュラス、マーシャル諸島、マカオ、マリ、マルタ、ミクロネシア、モーリシャス、モーリタニア、モルディブ、モルドバ、リビア、リヒテンシュタイン、リベリア、レソト、レバノン</p>		
---	--	--

3. 「赤」区分の国・地域

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)
アルバニア、シエラレオネ、パキスタン、フィジー	令和4年5月26日	令和4年6月1日午前0時

(以上)